第 1877 号
令和８年１月１日

裁判所時報

発 行
最高裁判所
事 務 総 局
（毎月１日・15日発行）

（目　次）

◎新年のことば（最高裁判所長官） ---------- 1

◎最高裁判所裁判例要旨 ---------- 3

（民事）

●地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職６月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

（令和６年（行ヒ）第２１４号・令和７年９月２日　第三小法廷判決　破棄自判）

◎記事 ---------- 4

●叙位・叙勲（１０月分、死亡者のみ）

●人事異動（１２月５日～１２月１１日）

◎法律等 ---------- 5

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律について

新年のことば

最高裁判所長官　今　崎　幸　彦

明けましておめでとうございます。

昨年は、大阪・関西万博が盛り上がり、ノーベル賞受賞やサッカー、野球の国際舞台での選手の活躍など国民として心を躍らせるニュースもありましたが、世界に目をやると、紛争により犠牲となる人々が後を絶たないなど、心の痛む出来事も少なくありませんでした。新しい年が明るい穏やかな一年となることを心から願っています。

さて、民事裁判の分野では、いよいよ５月２１日に改正民事訴訟法が全面施行され、申立て等のオンライン化や訴訟記録の電子化等のいわゆるフェーズ３が開始します。各庁においては、運用の検討や弁護士会等との協議など、これまで着実に準備を進めてきたことと思いますが、裁判所内外の実務・業務の在り方に大きな変容をもたらす大改正であり、残り半年を切ったフェーズ３を万全の態勢で迎えるべく、引き続き裁判所を挙げての取組が求められます。また、執行・倒産等の民事非訟分野については、まずは電子債務名義に基づく執行など、民事訴訟手続のフェーズ３開始時に施行される各種手続の準備を着実に進める必要がありますし、令和１０年６月までの改正法の全面施行に向けて、現時点からデジタル化を見据えた事務の標準化を図ることも重要です。

刑事裁判の分野においても、デジタル化に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が昨年成立し、刑事訴訟手続や令状のデジタル化に関する規定は令和９年３月までに施行されます。準備期間は限られており、今後緊張感を持って施行に向けた作業を加速させていく必要があります。また、社会情勢の変化等を背景として、裁判員裁判を含めた刑事裁判全体に複雑化・困難化の傾向が見られる中、適正かつ迅速な裁判の実現に向け、手続全般にわたりその在り方を不断に見直す姿勢も必要です。

家事の分野では、家族法制に関する民法等の一部を改正する法律が４月１日に施行されます。離婚後の父母双方を親権者とすることを可能にする制度の導入をはじめ、離婚に際し問題となる事項について幅広く見直しを図るものとなっており、家裁の担う役割には重いものがあります。積み重ねてきた準備作業の成果を、立法趣旨を踏まえた適切かつ合理的な審理運営に生かしていくことで、国民の信頼に応えていくことが期待されます。調停事件においても、改正法の施行により、新たな協議事項や手続が加わるなど、調停運営の在り方が大きく変化します。期日間隔の短縮などの調停運営の改善を進めるため、より踏み込んだ取組が求められます。少年事件においても、刑事手続のデジタル化の検討状況や少年審判手続の特質を踏まえ

ながら、デジタル化後の少年審判手続の在り方を検討していく必要があります。

このように、今後数年の間に裁判手続の各分野でデジタル化に関する法律が順次施行されますので、これに合わせて大規模なシステム開発及び情報通信基盤の刷新といったデジタル化に関する大型のプロジェクトを同時並行で進める必要があり、これを着実に実行することも引き続き大きな課題です。我が組織があまり得意としないこの種テクノロジーを、限られた期間内に、多種多様な事件、業務、職種が併存し、庁の規模や態勢も様々な全国の裁判所に導入するという試みですから、いかに努力を尽くしても想定外の事象の発生を零にすることは困難です。ユーザーとなる職員の皆さんには申し訳ないことながら、そうした事情を理解し、様々な事態に柔軟に対応できるよう準備と態勢を整えておくことが求められます。それだけに、情報はできる限り早期にかつ幅広く共有されるべきであり、職員が一体となってプロジェクトに取り組んでいくことのできる環境を整える必要があります。困難はありましょうが、裁判所には、こうした一連の取組を通じ、デジタルツールやデータを活用して審理運営を合理化・効率化し、裁判手続を利用する国民の負担の軽減、裁判の質の更なる向上を目指していく責任があるのです。

裁判官を含む裁判所職員の生活環境や意識が変化する中で、裁判所が引き続きその役割を適切に果たしていくためには、柔軟な働き方の実現を進め、職員一人一人が生き生きとやりがいをもって働ける職場、明るく風通しの良い職場を作っていく必要があります。皆さんには、裁判事務・司法行政事務の分野を問わず、引き続きトライアンドエラーの精神で、若手職員の新鮮な発想や素朴な疑問等も生かしながら、継続的に事務の合理化・効率化・標準化を進めていくことにより、本来の役割・職務に注力し、専門性を生かして活躍していってもらいたいと思います。また、部の内外や、裁判部、事務局など所属部署のいかんにかかわらず、意思疎通、意見交換を密にし、常に率直で中身のあるコミュニケーションが行われる組織であってほしいと願っています。

終わりに、本年が皆さんにとって良い年になることを祈念し、新しい裁判に向けた取組が着実に進むことを期待して、新年の挨拶とします。

最高裁判所裁判例要旨

民事

○ 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職６月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和６年（行ヒ）第２１４号
令７・９・２三小判　破棄自判
裁判集民 272 号本誌 1871 号

地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として停職６月の懲戒処分を受けた場合において、次の⑴～⑶など判示の事情の下では、上記処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

⑴　上記消防職員は、上記言動の当時、消防隊の分隊長として訓練を取り仕切る立場にあった。

⑵　上記言動は、採用後間もない上記部下に対し、鉄棒に掛けたロープで身体を縛って懸垂をさせた上、同人が力尽きた後もそのロープを保持して数分間宙づりにして更に懸垂するよう指示したり、肩や頭部を叩き、胸倉をつかんで揺さぶり、突き飛ばすなどした上に、道具である敷板に複数回謝罪の言葉を述べさせるなどしたものである。

⑶　上記消防職員は、部下に対する暴言を理由に文書による訓告を受けていたが、上記言動を継続した。

記事

◎叙位・叙勲（１０月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和７年１０月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

名古屋高等裁判所判事
　鳥取地方・家庭裁判所長　　吉田尚弘
鳥取地方・家庭裁判所長
　神戸地方・家庭裁判所姫路支部長　　池上尚子
神戸地方・家庭裁判所姫路支部長
　神戸地方裁判所判事　　冨上智子
神戸地方裁判所判事
　大阪高等裁判所判事　　寺本佳子
依願退官
　名古屋高等裁判所判事　　朝日貴浩
（以上１２月５日）

定年退官
　福岡高等裁判所長官　　矢尾和子
　神戸簡易裁判所判事　　石井寛明
（以上１２月６日）

神戸簡易裁判所判事
　東大阪簡易裁判所判事　　西田眞基
東大阪簡易裁判所判事
　大阪簡易裁判所判事　　藤田康夫
（以上１２月７日）

定年退官
　豊田簡易裁判所判事　　徳丸哲夫
（１２月８日）

岐阜簡易裁判所判事　　平田直人
豊田簡易裁判所判事
　名古屋簡易裁判所判事　　宮治利幸
名古屋簡易裁判所判事
　岐阜簡易裁判所判事　　永野圧彦
（以上１２月９日）

福岡高等裁判所長官
　広島高等裁判所長官　　小林宏司
広島高等裁判所長官
　さいたま地方裁判所長　　金子　修
さいたま地方裁判所長
　東京高等裁判所判事　　竹内　努
（以上１２月１１日）

法律等

《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律について》

標記の法律（令和七年法律第八十四号）が、令和七年十二月十日に公布されました。

この法律は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加することを内容とするものです。

この法律は、令和七年十二月三十日から施行されています。

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

（令和七年一二月一〇日公布　法律第八四号）

（法律本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

新旧対照条文＝別添のとおり

（別紙）

叙　位　・　叙　勲（令和７年１０月、死亡者のみ）

職　　名	氏　　名	発令日	位　階 勲　等
元最高裁判所司法研修所教官	渡　部　朋　広	10.1	従五位 旭小
函館家庭裁判所調停委員	木　宮　由美子	10.5	従六位
元大阪家庭裁判所少年次席書記官	山　脇　敏　伸	10.8	正五位 瑞双
元鹿児島家庭裁判所主任書記官	有　村　敏　明	10.8	従五位 瑞双
元千葉家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	萩　原　秋　夫	10.10	正五位 瑞双
元日本弁護士連合会副会長	斎　藤　義　房	10.13	正五位 旭中
元名古屋地方裁判所豊橋支部主任書記官	坂　本　光　昭	10.13	正五位 瑞双
元前橋家庭裁判所長	小　川　正　明	10.23	正四位

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律　新旧対照条文

○　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（接近禁止命令等） 第十条　（略） 2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。 一～八　（略） 九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。 十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。 十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。 3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。 4～6　（略）	（接近禁止命令等） 第十条　（略） 2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。 一～八　（略） 九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。 （新設） 十　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。 3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。 4～6　（略）